

属人計画の適切な運用及び持続可能な森林整備を求める意見書

令和 8 年 6 月 10 日

長野県知事 様

富士見町議会

議長 小 倉 裕 子

戦後の復興から高度経済成長期にかけて、国内では木材需要の急増に対応するため、大規模な伐採と拡大造林が進められました。その後の木材輸入自由化により安価な外材が流入し、国内林業は育成段階に入る中で採算性の低下や担い手不足に直面し、適切な森林整備の継続が困難になりました。

こうした反省を踏まえ、国は平成 21 年に森林・林業再生プランを策定し、持続可能な林業を目指し、間伐や路網整備を通じた長期的な森林育成が進められました。また、長野県においては、「長野県森林づくり県民税」を活用し、森林の公益的機能の維持・向上に取り組んできた経過があり、県民全体で森林を支える施策が進められてきました。

一方で近年は、木材需要やバイオマス発電等を背景として、主伐再造林を重視する動きが強まっています。森林資源の循環利用は重要ですが、森林には木材生産のみならず、水源涵養、防災、景観形成、生物多様性保全など多面的かつ公益的な機能があり、その維持との両立が不可欠です。

しかし、主伐再造林への支援が強化される一方、間伐等による長期的な森林育成への支援が縮小しているとの声もあり、森林の多面的機能とのバランスを懸念する意見が地域から上がっています。

また、森林整備計画制度は、本来、森林の成長量の範囲内で森林資源を循環利用しながら、多面的機能を維持しつつ持続可能な森林経営を行うことを目的として運用されてきました。しかし、属人計画の活用拡大により、地域全体の森林整備方針との調整が十分行われないまま、森林整備が進められることで、地域単位での森林資源の持続可能性や森林成長量との均衡が見えにくくなることが懸念されます。

属人計画は、本来特例的な制度として位置付けられているにもかかわらず、その運用によっては、地域単位で森林資源の成長量と利用量の均衡を図るという持続可能な森林経営の基本的な考え方が損なわれる恐れがあります。

森林は長期的視点で管理されるべき地域資源であり、地域の実情に応じた持続可能な森林整備が求められることから、下記の事項について強く要求いたします。

記

- 1、属人計画については、森林経営計画制度における特例的制度であることを踏まえ、地域における面的な森林管理との整合性を十分確保した上で慎重に運用すること。
- 2、属人計画の認定及び運用にあたっては、市町村、地域森林事業体及び地域住民への十分な説明と協議の機会を確保すること。
- 3、森林経営計画の作成にあたっては、成長量を重視し、面的なまとまりによる森林整備を原則とし、属地計画を優先する制度運用を徹底すること。
- 4、間伐等による持続的な森林育成への支援を継続し、主伐再造林偏重とならない持続可能な森林政策を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。